

始良市農業委員会総会議事録（11月）

1. 開催日時 平成28年11月30日（水） 午後1時30分～3時13分

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（26人）

委員

1番	欠員	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柗元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員 7番 湯元委員、 26番 谷口委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地利用目的変更願いについて
8. 議案第 6号 非農地証明願いについて
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
10. 農地あっせんの経過報告
11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
12. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（平成28年11月）

（大会議室に全員着席）

事務局長 姿勢を正してください。

一同礼。

〔1、総会の通告〕

議 長

只今から、平成28年度第8回始良市農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は26名中、24名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

なお、本日は、7番委員、26番委員から
第4回始良市議会定例会のため、欠席届が出ております。

————— 会務報告 —————

議 長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明

議 長

議事日程に入ります。
それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会
議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて
いただくことにご異議ありませんか。

委 員

『異議なし』

議 長

それでは、14番委員、15番委員にお願いいたします。

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局
職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限
により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関
する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますの
で、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。

関係議案、終了後に入室着席していただきます。なお、この規定では、委員
本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等
については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願
いいたします。

議案第 1 号	
議 長	<p>それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は 11 月 30 日を予定致しております。また、契約の始期 12 月 1 日を予定しております。</p> <p>契約年数、2 年が 1 件、3 年が 2 件、5 年が 3 件、7 年が 1 件、10 年が 1 件 合計の 8 件です。面積につきましては、合計面積の 23,424 m²です。</p> <p>農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料 2 から 3 ページにありますのでご覧になって下さい。なお、総会資料 3 ページ 7、8 番が 18 番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、まず 1 番から 6 番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての 1 番から 6 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定について 1 番から 6 番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
委 員	<p>次に、7 番と 8 番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、18 番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>18 番委員退席</p> <p>それでは、7 番と 8 番について質疑に入ります。</p> <p>事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします</p>

	委員	[質問、意見なし]
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての7番と8番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	委員	[全員挙手]
議長		<p>全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について7番と8番については、原案のとおり決定いたしました。18番委員の着席をお願いします。</p>
	委員	18番委員着席
		<p>————— 議案第2号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、4ページとなります。今月申請は、3件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>なお、総会資料4ページ2番、3番が6番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、順番にご説明いたします</p> <p>1番は譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇さん。譲渡人、大阪府藤井寺市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字下鶴木〇〇番 畑 米丸字上水流〇〇番 田 字茶円平〇〇番〇 畑 の合計面積2,141㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議長		<p>ただいまの事務局説明に関連して、24番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委員	<p>24番です。それでは、調査報告をいたします。平成28年11月22日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行いました、申請地の現地調査をいたしました。調査書通りでございました。機械、労力、技術も揃っており当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で終わります。</p>

議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、2番と3番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、6番委員の退席をお願いします。</p>
委員	<p>6番委員退席</p>
議 長	<p>2番と3番については、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番、3番についてご説明いたします。2番は譲受人、三拾町在住の〇〇さん。譲渡人、増田在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、増田字上龍毛〇〇番 田 同字〇〇番〇 田の合計面積が295㎡です。続きまして、3番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人、東京都大田区在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、増田字隈元〇〇番 田 719㎡です。以上で2番、3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番と3番に関連して、18番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>18番です。それでは、調査報告をいたします。平成28年11月15日午前9時より〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い現地調査をいたしました。労力、機械共に揃っており何ら問題ないと思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号2番と3番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番と3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>委 員 [全員挙手]</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番と3番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。6番委員の着席をお願いします。</p>
	<p>委 員 6番委員着席</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、議案第3号農地法第4条の1番について、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、霧島市隼人町在住の〇〇さん。土地の所在は、蒲生町漆字平石〇〇番地〇 地目 田 面積 1,631㎡です。農地区分は農業振興地域内ですが、用途の設定はありません。都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林杉の植栽です。申請理由は、山間で耕作不便であり、イノシシ等による農作物の被害もある為、杉を植え山林としたい。というものです。資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書は、改良区等ありませんので不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員 25番です。農地区分は、第2種農地で問題であるがその他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、漆上公民館跡から北に約1kmの位置です。被害防除の現況は、東は山、西は田、南は自己所有の田、北は山です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 2番について、ご説明いたします。</p> <p>申請人は加治木町錦江町在住〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇〇 地目 田 面積115㎡ 同字〇〇番〇〇、地目 田 面積278㎡、農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内で用途が第二種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目</p>

議 長	<p>的は賃貸住宅1棟の建築面積が102.27㎡です。申請理由は、申請地周囲は既に住宅街になっており、賃貸住宅の需要が見込めるため、とのこと。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、10番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>10番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は田、南も田、北は水路と道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p> <p>3番について、ご説明いたします。</p> <p>申請人は西餅田在住の〇〇さん。土地の所在は、西餅田字〇〇番〇 地目畑 面積10㎡の内5.74㎡ 農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内で用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、自己所有の駐車場を事業用地として始良市に譲渡することになり、その対償地として当該地を取得しアパートの駐車場の確保を行う。資金は自己資金、土地買収費で対応 土地改良区の区域外です。隣接地 4号議案2番〇〇番〇 田の一部104㎡、〇〇番〇 田 59㎡と一体利用、全事業面積168.74㎡となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、16番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>16番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約30mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南も宅地、北は市道用地です。申請実現の確実性は、資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号1番から3番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p>
	<p>委 員</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>委 員 [全員挙手]</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p> <p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から13番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局 まず、最初に議案の取り下げがありましたので説明します。譲受人〇〇さんからの4号議案10番総会資料9ページの転用申請について、思川土地改良区の意見書の交付申請の際に改良区から書面で下流域の地権者の承諾を取るよう指示されていたそうです。口頭では承諾を得ていたそうですが、本日まで書面の改良区への提出が間に合わないで、今月の総会は、取り下げます。との連絡がありましたので、今月の議案から取り下げさせて頂きたいと思えます。</p> <p>それでは、議案第4号農地法第5条の1番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、加治木町小山田の〇〇さん。譲渡人は、加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 地目 田 面積200㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、用途の指定はありません。都市計画内ですが、用途の指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha以上です。従いまして農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積132.07㎡です。申請理由は、現在居住している市営住宅が手狭なため、申請地に自己の住居を建築したいとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書も添付されています。被害防除計画書の添付もあります。第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、春日住宅から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は田、南も田、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p> <p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2番について、ご説明いたします。 譲受人は西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は福岡市博多区在住の〇〇さん。 土地の所在は、西餅田字月形〇〇番〇 地目 田 面積1,036㎡の内104㎡ 同字 西餅田字月形〇〇番〇 地目 田 面積59㎡で、合計2筆の面積163㎡となります。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内で用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、自己所有の駐車場を事業用地として始良市に譲渡することになり、その対償地として当該地を取得しアパートの駐車場の確保を行うということで、資金は自己資金、土地買収費で対応、土地改良区の意見書の添付があります。隣接地3号議案3番の〇〇番〇 畑の一部5.74㎡と一体利用、全事業面積168.74㎡となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>16番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約30mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は雑種地、南も雑種地、北は市道用地です。申請実現の確実性は、資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番について、ご説明いたします。 譲受人は松原町二丁目在住の〇〇さん。譲渡人は大阪府阪南市在住の〇〇さん。土地の所在が松原町二丁目〇〇番〇 地目 畑 面積252㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟の建築面積は109㎡です。申請理由は現在借家住まいの為、申請地に自己住宅を建築し居住するものとの事です。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書区域外のため不要です。被害防除計画書の添付もあります。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>12番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南も畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番について、ご説明いたします。 譲受人は宮崎県都城市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さん。譲渡人は霧島市霧島田口在住の〇〇さん。土地の所在が蒲生町上久徳字鶴田〇〇番〇 地目畑 面積272㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内ですが用途の設定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は建売住宅、1棟の建築面積85.29㎡です。申請理由は、申請地のまわりは新しい住宅が広がりつつあり、建売住宅に適していると判断した為、との事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外また、被害防除計画書の添付があります。また、隣接地〇〇番〇 宅地298㎡と一体利用し全事業面積 570㎡となります。また、住宅で500㎡を超えるため、参考資料32ページのとおり理由書が添付されました。また、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>9番です。農地区分は、第2種農地であるが市街地近接農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、大楠ちびっこ園から北に約100mの位置です。造成工法は盛土0.3m、切土0.1m、土留め工法は塀ブロック0.4m、被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番について、ご説明いたします。 譲受人は、霧島市国分在住市の〇〇さん。譲渡人は松原町2丁目在住の〇〇さん 他2名、土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 地目 畑 面積370</p>

<p>議 長</p>	<p>m²、松原町二丁目〇〇番〇 地目 畑 面積49m² 2筆合計の419m²、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟の111.9m²です。申請理由は現在借家住まいで手狭であり、子供も成長したので申請地を購入し住宅を建築したいとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、不耕作の状態です。荒らしておりましたとの始末書の添付があります。被害防除計画書の添付もありません。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は2件です。まず、始良市平松在住の〇〇さん。土地の所在が平松字城瀬山下〇〇番〇 地目 畑 面積344m²、平松字荒平〇〇番〇 地目 畑 面積211m²、平松字荒平〇〇番〇 地目 畑 面積180m²、平松字荒平〇〇番〇 地目 畑 面積184m²です。始良市西餅田在住の〇〇さんの分は、平松字荒平〇〇 地目 田 面積1,189m²、平松字荒平〇〇番〇 地目 田 面積386m²、合計6筆の面積が2,402m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準工業地域に指定されております。土地改良等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、申請地に貸駐車場 普通車26台 大型車、重機7台を造成するとのことで、〇〇土木との駐車場の賃貸契約書の写しが添付されております。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 雑種地47m²と一体利用、全事業面積2,449m²となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、</p>

	<p>県警察学校から西に約300mの位置です。造成工法は、盛土4.14m～0.4m 土留め工法 間知ブロック4.14m～0.4mです。被害防除の現況は、東は水路、西は宅地、南も宅地、北は水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市伊敷の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。譲渡人は、東餅田在住の〇〇さん。土地の所在は東餅田字西道丁原〇〇番〇 地目 畑 面積267㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を購入、造成し宅地分譲を行いたいとのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。隣接地〇〇番〇 宅地の一部1,138.26㎡と一体利用 全事業面積1,405.26㎡となります</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>8番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、東公民館から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>8番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市錦江町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さん。譲渡人は2件で松原町3丁目在住の〇〇さん、〇〇さんの共有分です。土地の所在が西餅田字中松原〇〇番〇 地目 田 面積1,203㎡です。西餅田在住の〇〇さん 分は、土地の所在が西餅田字中松原〇〇番〇 地目 田 面積530㎡の内563㎡となっておりますが、登記簿面積が530㎡ありますが実地測定の結果、面積が598㎡ありその内563㎡を転用しますとのことです。許可後地籍更正登記を行いますとのことでした。合計2筆の面積が1,766㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施行はあり</p>

<p>議 長</p>	<p>ません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は申請地を購入し、宅地造成6区画を行うとのことで資金は融資で対応し、土地改良区等は除外済み、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原地区公民館から南西に約50mの位置です。造成工法は、盛土が1.0m土留め工法は、L型擁壁1.0m 被害防除の現況は、東は田、西も田、南も田、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、9番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>9番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、始良市池島町在住の〇〇さん、〇〇さんの2名、譲渡人は千葉県市原市在住の〇〇さん。土地の所在は平松字神崎〇〇番〇 地目 畑 面積298㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準工業地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が99.16㎡です。申請理由は借家住まいであり、自己の住宅を建築する為。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、県警察学校から西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次の10番については、先ほど報告がありましたとおり取り下げとなっております。ここで休憩に入ります。</p> <p>(休憩)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、休憩をといて審議にはいります。 11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>11番について、ご説明いたします。 譲受人は、西餅田在住の〇〇さん他1名、譲渡人は、埼玉県さいたま市在住の〇〇さん。申請地が西宮島町〇番〇 地目 畑 面積283㎡ 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟 建築面積が119.29㎡です。申請理由は、現在の住まいが手狭となりこの度、永住用の住まいを建築する計画に至るとの事で、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>16番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、西宮島公園から南に約10mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南も宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番について、ご説明いたします。 譲受人は、霧島市隼人町の合同会社〇〇 〇〇さん。譲渡人は、薩摩郡さつま町在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字堂田〇〇番〇 地目 畑 面積321㎡東餅田字堂田〇〇番〇 地目 畑 面積208㎡で、合計の2筆、面積が529㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟の建築面積が364.36㎡です。申請理由は、アパート建築に依り、地域住民の方に快適な住環境提供の為ということで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地425.25㎡、〇〇番〇 宅地227.27㎡と一体利用 全事業面積1,181.52㎡になるということです。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、</p>

<p>議 長</p>	<p>松原下公民館から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市皆与志町在住の〇〇さん。譲渡人は、加治木町木田在住の〇〇さんの申請地が加治木町木田字上尾立〇〇番地 地目 田 面積301㎡ 加治木町木田字上尾立〇〇番〇 地目 畑 面積969㎡ 加治木町木田字上尾立〇〇番地 地目 畑 面積506㎡の合計1,776㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に設定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅1棟の建築面積が410.15㎡です。申請理由は、申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいということです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 2.06㎡、〇〇番〇 宅地 0.87㎡と一体利用、全事業面積1,778.93㎡となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、始良家畜保健衛生所から東に約40mの位置です。被害防除の現況は、東は雑種地と田、西は田、南は宅地と道路、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号1番から13番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から13番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

	委員	[全員挙手]
議長		<p>全員賛成ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
		<p>————— 議案第5号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第7、議案第5号農地の利用目的変更願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第5号農地の利用目的変更願の1番について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇さん。所有者も同一です。</p> <p>土地の所在は蒲生町米丸赤田〇〇番 地目 田 面積1,422㎡ 農地区分は農振農用地区域内で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良事業の施行地です。農地の広がり10ha以上あります。従いまして第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑ということで、申請地は平成28年4月に畑にしたいとの事で承認したところですが、今回は盛土をして菜園(自家用)として利用したいという事です。4月の承認時に排水を取らなければ畑作物はできませんよとの指導をしていたところです。隣接地に土地改良区の水路があるので意見書を添付してもらい被害防除計画書もあります。以上です。</p>
議長		<p>ただ今の説明の1番に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委員	<p>9番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、高山産業から北東に約300mの位置です。造成工法は盛土0.5m、土留め工法は土羽芝張0.5m、被害防除の現況は、東は道路、西は水路、南も水路、北は道路です。計画面積の妥当性は、適当です。申請実現の確実性は、水不足の為畑として利用するのは確実です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上、報告を終わります。</p>
議長		<p>これより、議案第5号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。</p>
	委員	「意見・質問なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承</p>

		認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	委 員	「全員挙手」
		全員賛成ですので、議案第5号農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議 長		次に、日程第8、議案第6号非農地証明願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
	事務所	それでは、議案第6号非農地証明願についての、1番についてご説明します。申請人は、西餅田在住の〇〇さん。所有者も同一です。土地の所在は、西餅田字瀬戸〇〇番地 地目 畑 地籍581㎡です。農地区分は、農業振興地域外、都市計画内で用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等はありません。農地の広がりは10ha未満です。したがって農地区分は第3種農地に該当します。申請理由は昭和54年に父が建物を建築したため。ということです。
議 長		ただいまの説明の1番に関連して、8番委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	8番です。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、始良図書館から北西に約300mの位置です。現況は申請のとおり宅地となってから、約37年程度たっていると認められる。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地と道路、北は宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、昭和54年より宅地となっておりやむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上、報告を終わります。
議 長		これより、議案第6号1番について質疑に入ります。 ただ今の事務局、現地調査員からの説明について何か、ご質問等ありませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。議案第6号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第6号非農地証明願についての1番は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第7号	
議 長	<p>次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出貸付希望について、議題に供します。</p> <p>1番から3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号あっせん申出貸付希望についてご説明致します。総会資料は、13ページからとなります。今月申請は、3件です。参考資料は、88ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が寺師字八反田〇〇番 田 2,406㎡ 住吉字トウベ〇〇番 田 1,339㎡です。申請人は、寺師在住の〇〇さん。条件として、貸付期間3年。希望小作料が10a当たり〇〇円です。</p> <p>続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、89ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字大牟禮〇〇番〇田 953㎡です。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。条件として、貸付期間3年。希望小作料が総額〇〇円です。</p> <p>続きまして、3番をご説明致します。参考資料は、90ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字大牟禮〇〇番〇田 212㎡です。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料が農業委員会一任です。以上で議案7号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号1番から3番について一括して質疑に入ります。何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第7号農地あっせん申出貸付希望についての1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号農地あっせん申出貸付希望についての1番から3番は原案どおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、1番については、27番委員のわたくしが受けたいと思います。2番、3番については、19番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。11月は、17件が提出されております。</p> <p>内容については、別紙、合意解約11月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p> <p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>報告なし（あっせん委員の報告）。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手願ひします。</p> <p>何かご発言等ございませんか。</p> <p>『質問、意見なし』</p> <p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————</p> <p>次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。11月は、17件が提出されております。内容については、別紙、合意解約11月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今の、事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
---	--

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>「質問・意見なし」</p> <p>それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、その他でございますが、来月の現地調査、総会の日程についてですが、 現地調査は、12月19日 月曜日に、 総会は、12月22日 木曜日に開催予定でよろしいですか。</p> <p>それでは、12月19日の現地調査委員は、 1班を、13番委員、14番委員、15番委員に、 2班を、17番委員、18番委員、19番委員に お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。</p> <p>その他で委員の方からご発言はありませんか。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>「発言なし」</p> <p>(ないようですので)</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局からありませんか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成28年度、第8回始良市農業委員会総会を 閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
<p>事務局長</p> <p>議長</p>	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____